

令和5年8月21日 開会  
令和5年8月21日 閉会  
第 28 回  
(通算第 217 回)

# 吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 7 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月14日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和5年8月21日  
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 28 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和5年8月21日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	<p>会長 齋藤学 代理 三井利民</p> <p>2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一</p> <p>6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄</p> <p>10番 田村薫平 11番 河口貴哉</p>
農地利用最適化推進委員	<p>潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦</p> <p>齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税</p> <p>三浦浩明 右田巧 本廣順保</p>
不応招委員	なし
出席委員	<p>会長 齋藤学 代理 三井利民</p> <p>2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一</p> <p>6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄</p> <p>10番 田村薫平</p>
農地利用最適化推進委員	<p>潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦</p> <p>齋藤一政 田中一成 橋本俊郎</p> <p>三浦浩明 右田巧 本廣順保</p>
欠席委員	<p>農業委員 11番 河口貴哉</p> <p>農地利用最適化推進委員 房崎主税</p>
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時22分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	三井利民 森下保
会期の決定	令和5年8月21日
開 議	令和5年8月21日
備 考	

第 28 回農業委員会  
(通算第 217 回)

令和5年8月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について           |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について           |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について           |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |

事務局	<p>本日の欠席の方は、 河口委員、房崎委員で、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として三井委員、森下委員を指名します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>農地の所在は○、地目は田、面積○㎡です。</p> <p>譲渡人は○さん、○の方、譲受人は○さん、○の方です。</p> <p>今回の申請地は○の○から約100m上のところにある農地です。</p> <p>譲受人は、この農地で水稲を栽培されるそうです。機械はトラクター、田植え機等を所有されています。無償譲渡されるそうです。</p> <p>○さんは周辺の農業方針は熟知されているそうで問題ないと思われそうですが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのことでした。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>今説明した通りでございますが、○の方の担当委員、田淵委員さんの方に現場の方を見てもらってますので、よろしくお願いします。</p>
田淵委員	<p>おはようございます。</p> <p>先週の15日に本人さんには会う事はできませんでしたが、お父さんとは話をさせていただきました。</p> <p>今、この土地は○さんからすると、○さんの農地になります。で、現在この農地は、○さんと利用権設定がされていまして、これも取得後は、利用権は解約する旨の話し合がございました。実際、農業委員会総会資料の方に利用設定の解約の手続きがされている旨、でています。</p> <p>実際、この○さんは、○と一緒に、現在農業をしておられます。今、この○さんの土地が宅地だけじゃなくて、山林なんかもありまして、その全ての登記を○さんに相続させたい、という旨がありまして、こういうような申請が出されております。特に問題はないかと思いますが、よろしくお願いします。</p>

議 長

はい、ありがとうございました。以上のような説明でございます。  
それではみなさんにご意見の意見の方伺いたいと思います。  
ご意見の方、無いようですので、裁決の方に移らせていただきます。  
第1号議案1番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます  
はい、全員賛成でございますので、認可されました。

続きまして、議案第2号でございます。農地法第4条の規定によります認可  
申請が出ております。

事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号について説明します。

農地の所在は○、地目は畑、面積○㎡です。場所は○から○のところに  
ある農地です。

申請人は○さん、○の方です。

農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には  
許可は可能となっております。

転用目的は墓地及び進入路です。墓が山の中にあり参拝が困難なため、自宅  
近くの所有地に墓地を移したい、とのことでした。

申請地に隣接する南側に農地がありますが、周囲をコンクリート擁壁とし土  
砂等が流出しないようにされます。排水は雨水しか出ないので自然透過し問題  
ないと考えますが、近隣から苦情が出た場合は善処されるそうです。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

○の案件でございますが、河口委員さん欠席なので、橋本委員さん、よろし  
いでしょうか

橋本委員

はい、19日の土曜日に現地の立会をしました。場所が自宅の真裏の畑であり  
ます。畑の中のちょうど真ん中辺に墓地の用地がありました。

自分の所の畑ですので、土砂が出る事ありませんし、本人さんとも話しま  
したけど、山の中にあるので、ぜひ近くで管理したい、ということでした。別  
に問題はないと思います

以上です。

議 長

以上のような説明でございます。

それでは、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をもってお願いします。

ご意見は無いように思いますので、承認の方に移らせていただきます。

第2号議案1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございました、全員賛成でございますので認可されました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。

議案第3号について説明します。

農地の所在は、○、地目 田、面積○㎡、以下2筆で合計3筆、合計面積は○㎡です。譲渡人は○さん、○の方、譲受人は○、○にある法人です。

転用目的は太陽光発電装置設置です。転用理由は、この農地は休耕田であり遊休農地に太陽光発電装置を設置し、土地を有効活用するためです。

申請地は○の○から○のところにある農地です。

農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用が可能となっております。他の候補地も検討されたそうですが、太陽光発電を設置するのに、土地の選定条件があり、ここの農地が条件を満たしているため、この農地を申請されたそうです。

この案件については、規模の大きさから（合計出力：50kw以上）役場 税務住民課が担当する太陽光発電の事前協議が必要となります。事業者から、住民への説明が行われまして、町との事前協議が終了していることを確認しました。

また、施設の規模が大きいため（パネル面積1,000㎡以上）、県の景観条例に基づく協議が必要ですが、県への届出が行われたことを確認しております。

資金調達については、通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はありません。

土地造成は整地のみです。境界に沿ってフェンスを設置し、土どめは現状の法面を利用し、雨水は自然浸透させます。万が一、被害が出たときには責任をもって解決されるそうです。

土地改良区からは特に意見なしということです。

それでは、この案件につきまして、地区担当の森下委員さんにご意見を伺いたいと思います。

事務局

議長

森下委員	<p>おはようございます。</p> <p>16日に房崎委員と二人で現地を確認して参りました。この土地につきましては3筆がありますが、○にありまして、周りも遊休地で筆側もそういう形になっております。</p> <p>今、事務局の方から説明がありました様に、周りはフェンスで囲われるという事なので、現状からみて、そこまで問題に発展するような事はないな、と感じたところでございます。</p> <p>以上です</p>
議 長	<p>以上、担当地区からの説明でございます。</p> <p>では、皆様にご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしく願います。</p> <p>はい、田淵委員</p>
田淵委員	<p>あの、地元の方は、まったく反対という意見は無かったんでしょうか</p>
事務局	<p>こちらは、税務住民課にお聞きしましたところ、特に反対意見は無かったと聞いております。</p>
田淵委員	<p>はい、分かりました</p>
議 長	<p>他に。</p> <p>はい、無いようですので、裁決の方に移らせていただこうと思います</p> <p>3号の1番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、過半数でございますので、認可されました。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。</p> <p>この案件につきましては、○委員さんの関連もありますので、裁決の時だけ、○委員さん、ご退席をお願いします。</p> <p>それでは事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号について説明します。</p> <p>この農用地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになりま</p>

	<p>す。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>4 ページをご覧ください。</p> <p>新規のみ読み上げます。</p> <p>《読み上げ》</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、利用権設定の説明は以上のような事でございます。</p> <p>皆さんのご意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくをお願いします。</p>
三井委員	<p>いいですか？</p>
議 長	<p>はい、三井委員</p>
三井委員	<p>期間が色々あるんだけど、これ、何か理由あるんかね？</p>
〇〇委員	<p>あの、基本的には終期を揃えたくて。26年の3月で切れるようにしたかったんですけど。あと〇さんの希望でそうならなかった所がある、ということです。</p> <p>特に理由はありません。</p> <p>ないようでしたら、裁決の方に移らせていただきます</p> <p>〇委員、ちょっとご退席お願いします。</p> <p>・・・・・・〇委員退席</p> <p>それでは第4号議案につきまして、新規・再発生につきましての採決を行います。この案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成でございますので、この件は認可されました</p> <p>・・・・〇委員入室・・・・</p>
	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p>



事務局	<p>8 ページをご覧ください。この農地法第 18 条第 6 項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>この農地は耕作者を変更するため、解約の申し出がありました。</p> <p>本日の議案の 1 ページで所有権移転の申請があった農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>では、次の非農地証明交付申請の承認について、を議事とします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9 ページをご覧ください。報告第 2 号 1 ですが、これは 5 月に非農地証明書の交付申請があったものについて、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。〇さんからお聞きはしているんですが、他の委員さん、一緒に行っていただけでしょうか。</p>
橋本委員	<p>もう原野です</p>
事務局	<p>原野という事で、非農地証明を発行いたしました。</p> <p>次は報告第 2 号 2 ですが、6 月に非農地証明書の交付申請があったものについて、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。もし委員さんから何かありましたら、ご報告をお願いします。</p>
河野達委員	<p>この 3 筆の非農地証明について、7 月 24 日に三浦さんと房崎さんと 3 人で確認に行っていました。状況としては、長年耕作しておりませんで、荒地となっていました。これを農地としては著しく困難であると、確認いたしました。</p> <p>以上です。よろしくをお願いします</p>
議長	<p>以上、本日の提出しました議案につきまして、終了します。</p> <p style="text-align: right;">午前 9 時 2 2 分閉会</p>